

平成19年度決算に基づく 財政健全化法による財政指標について

はじめに	1
1 地方公共団体財政健全化法とは	2
2 各指標の対象となる会計	4
3 春日井市の比率	5
用語解説	17

はじめに

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」が公布されました。この法律は、地方公共団体の財政の「早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化」を目的として、地方公共団体の財政の健全度を測る新たな指標や、その指標によって早期健全化団体又は財政再生団体になる基準、健全化や再生のための計画の策定方法などを定めています。

財政健全化判断比率としての新たな指標は、（1）実質赤字比率、（2）連結実質赤字比率、（3）実質公債費比率、（4）将来負担比率の4指標及び公営企業における資金不足比率です。

これらの比率ごとに財政の悪化を早期に発見し、これを是正していく「早期健全化基準」とそれ以上に深刻な状態となった場合における「財政再生基準」が設けられています。

財政健全化法では、これらの基準を判断するための指標を算定し、かつ、その算定が正しく行われているかどうかを調べるため監査委員の審査に付した後、議会への報告と住民に公表することが義務付けられています。

ところで、春日井市における平成19年度決算に係る健全化判断比率及び各公営企業の資金不足比率は、いずれも財政健全化法で定める基準を下回りましたが、将来負担比率については高い数値となっています。当市は土地区画整理事業を中心とした都市基盤整備を推進し、質の高い住環境と快適な都市空間の形成に努めてきましたが、そうした整備の財源として地方債を活用してきたことや、土地開発公社による土地の先行取得を進めてきたことなどがその要因であると考えております。

今後、中期財政計画、土地開発公社経営健全化計画を着実に実行し、次世代が負担する債務を軽減するなど、財政の健全化を進めていきます。

1 地方公共団体財政健全化法とは

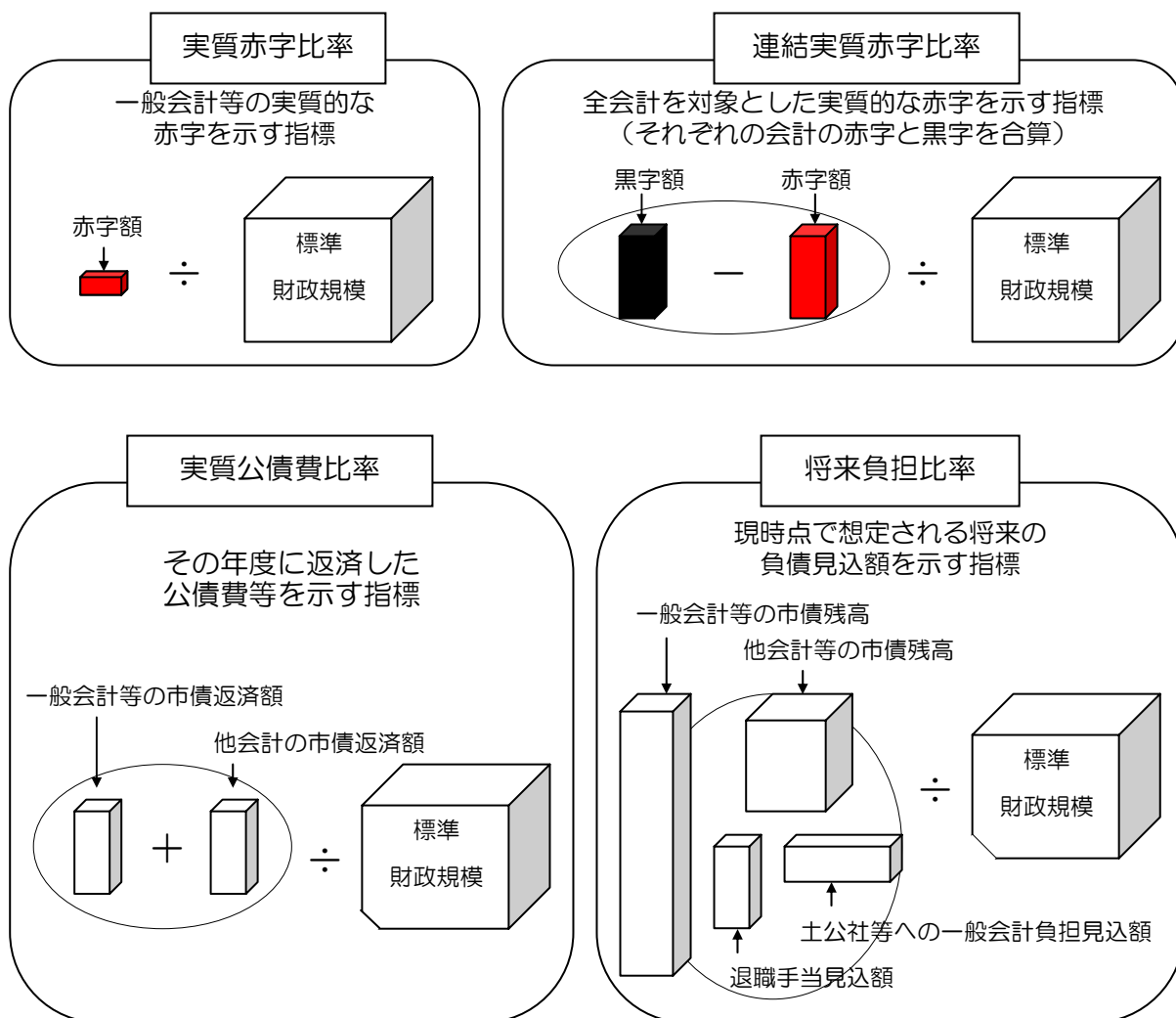
今までの財政健全化制度では、

- 市のすべての会計が対象になっていない
 - 単年度収支の指標だけで、負債は対象にならない
- などの問題点がありました。

これらの問題点を解消するため
平成19年6月、法が制定されました

平成19年度決算から、次の5つの指標を

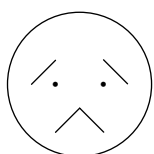
- ① 監査委員の審査を受け、②市議会に報告し、③市民の皆さんに公表することが義務付けられました。



それぞれの指標には基準が設けられています。

この4つの指標のうち、1つでも早期健全化基準の数値を上回る場合には・・・

財政健全化団体

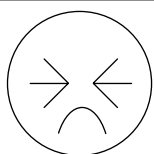


- ① 財政健全化計画を定め
 - ② 議会の議決を経て
 - ③ 公表しなければなりません。
- そして、毎年、実施状況を議会に報告し公表しなければなりません。

さらに数値が大きくなると

実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率のうち、1つでも再生判断基準の数値を上回る場合には・・・

財政再生団体

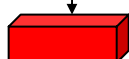


- ① その年度末までに財政再生計画を定め
- ② 議会の議決を経て
- ③ 公表しなければなりません。

資金不足比率

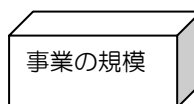
公営企業会計の資金不足を示す指標

資金の不足額



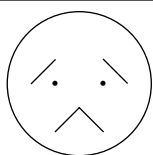
÷

事業の規模



この指標が経営健全化基準の数値を上回る場合は・・・

経営健全化団体

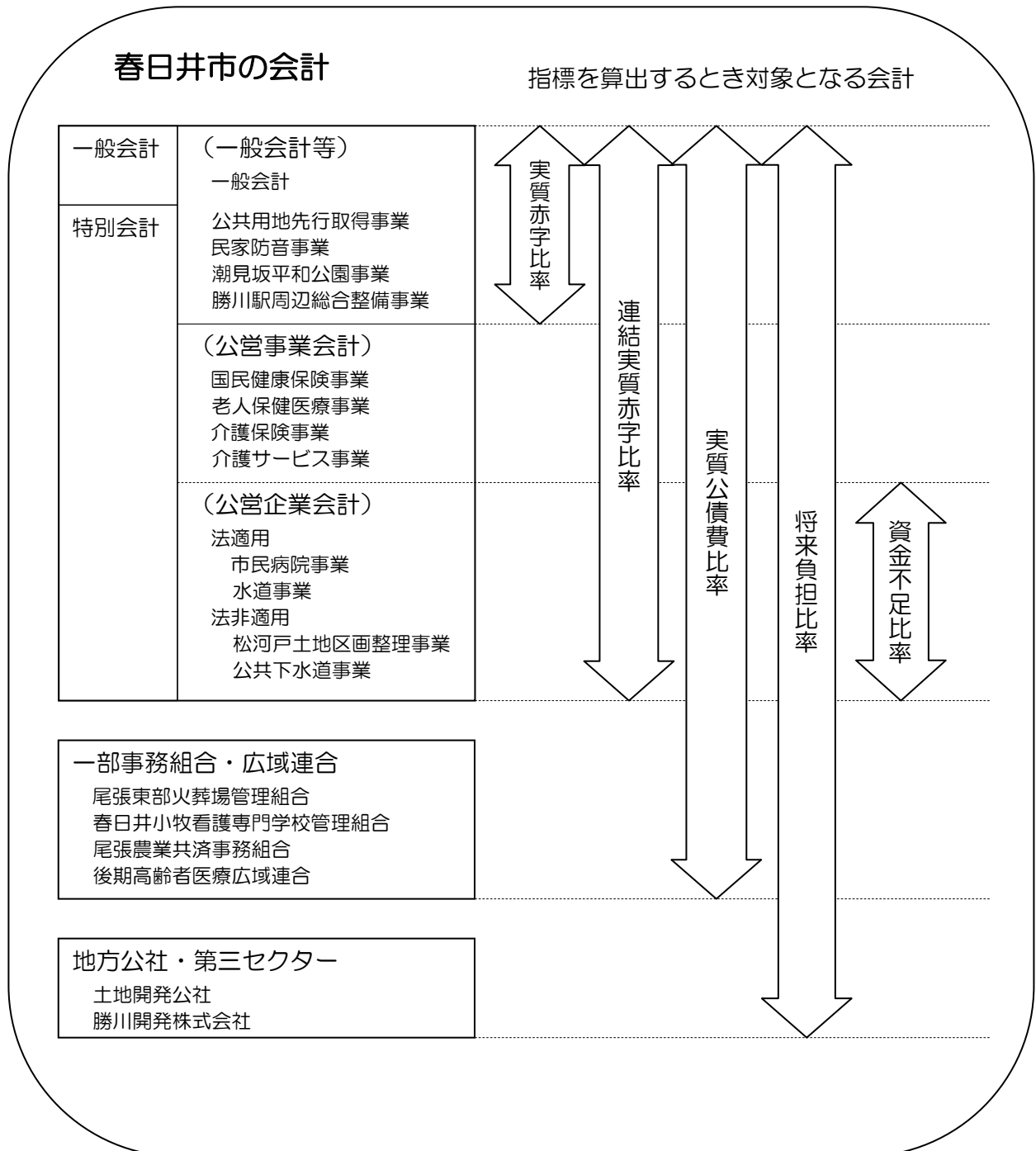


- ① 経営健全化計画を策定し
- ② 議会の議決を経て
- ③ 公表しなければなりません。

さらに、財政健全化計画・財政再生計画・経営健全化計画を策定した場合、外部監査契約による外部監査を行わなければなりません。

2 各指標の対象となる会計

春日井市の場合、各指標の対象となる会計は、次のとおりです。



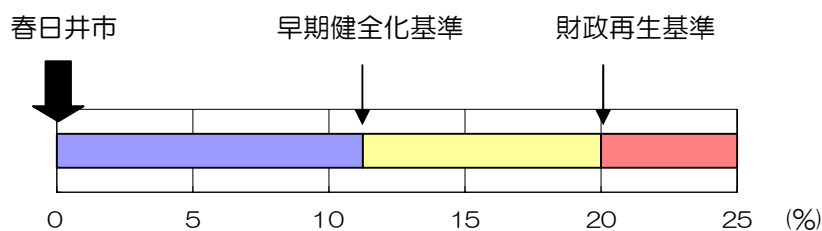
3 春日井市の比率

平成19年度決算に係る財政健全化判断比率は次のとおりです。

(1) 実質赤字比率

(単位：%)

春日井市	早期健全化基準	財政再生基準
—	11.25	20.00

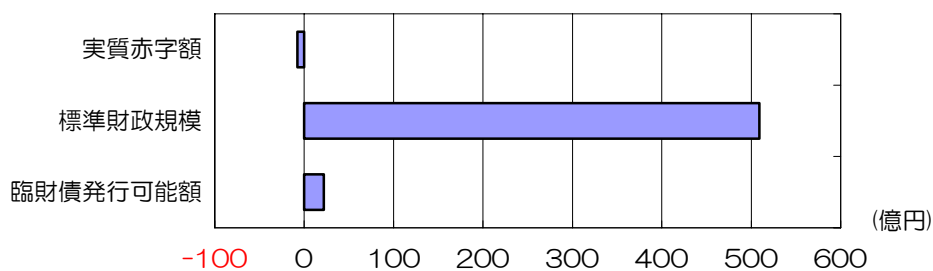


<算出方法>

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{実質赤字額}}{\text{標準財政規模の額}}$$

$$\begin{aligned} \text{実質赤字額} &= \text{繰上充用額} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額}) \\ \text{標準財政規模の額} &= \text{普通交付税算定標準財政規模} \\ &+ \text{臨時財政対策債発行可能額} \end{aligned}$$

<算出に用いた春日井市の数値>



<指標の分析>

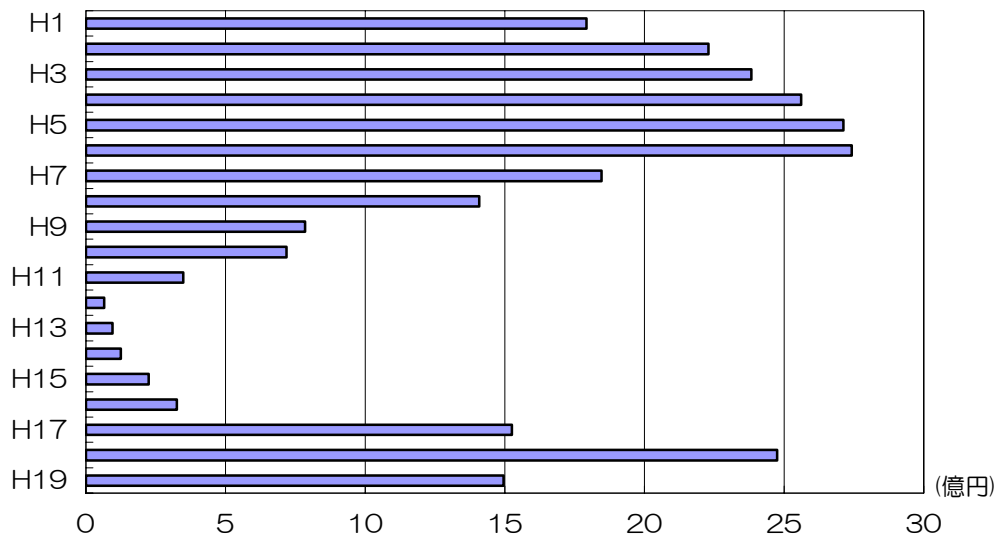
一般会計等の決算は全て黒字となったため、指標は計上されません。
しかし、財政調整基金を取り崩しているため、「一般会計の実質単年度収支は約20億円の赤字」です。

< 今後はどうなる？ >

財政運営を安定させるためには、長期的な資金計画に基づく財政調整基金の確保が必要です。

今後は、黒字決算はもとより実質単年度収支の黒字保持に努めてまいります。

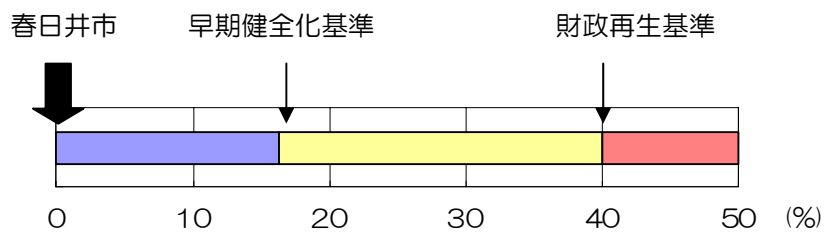
財政調整基金（年度末残高）の推移



(2) 連結実質赤字比率

(単位：%)

春日井市	早期健全化基準	財政再生基準
—	16.25	40.00

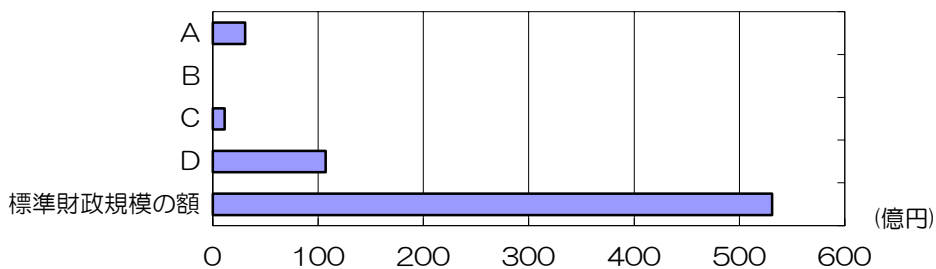


<算出方法>

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{\text{標準財政規模の額}}$$

- A 一般会計等及び公営事業会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- B 公営企業会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- C 一般会計等及び公営事業会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- D 公営企業会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

<算出に用いた春日井市の数値>



<指標の分析>

赤字決算となったのは、公営事業会計のうち国民健康保険事業（約29億円）、老人保健医療事業（約2億円）です。

2会計で計上した赤字額は、水道事業・病院事業の資金剰余金及びその他の会計の黒字額により解消され、市全体としては黒字となり、指標は計上されませんでした。

◎財政健全化法では、公営企業会計については資金不足額（資金剰余額※）、その他の会計については実質赤字額（実質黒字額）の数値を用いることとなっています。

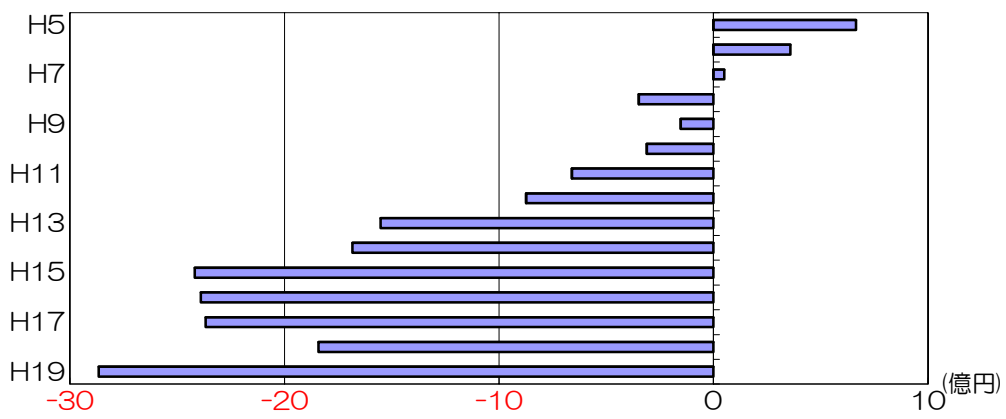
※資金剰余額は、流動資産（現金預金、有価証券、未収金など）から流動負債（未払金など）を差し引いた額により求めます。

< 今後はどうなる？ >

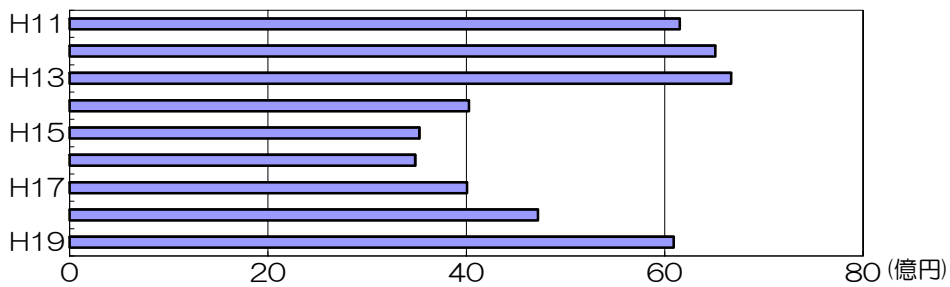
国民健康保険事業の赤字の原因は、保険料の滞納と医療費支出の増加です。今後、滞納処分の強化などの赤字解消策に努めます。

また、水道、病院事業については単年度の経常収支が、水道事業で約3億円、病院事業で約10億円の赤字を計上しました。今後は中長期財政計画を策定し、収支改善に努めます。

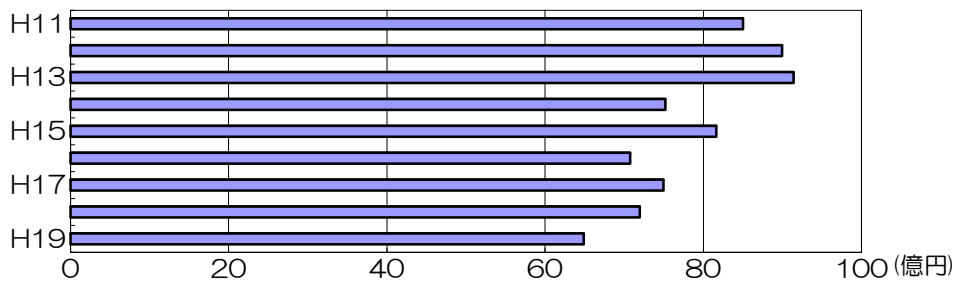
国民健康保険繰越金の推移



流動資産の推移 (水道事業)



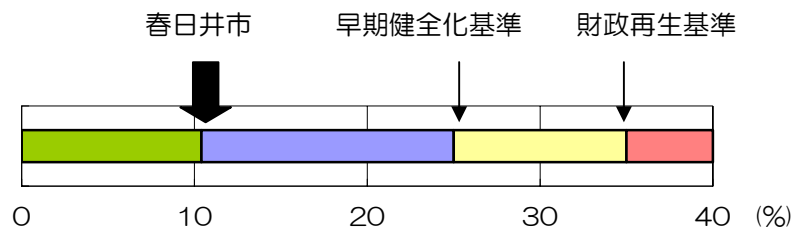
流動資産の推移 (病院事業)



(3) 実質公債費比率

(単位：%)

春日井市	早期健全化基準	財政再生基準
10.4	25.0	35.0



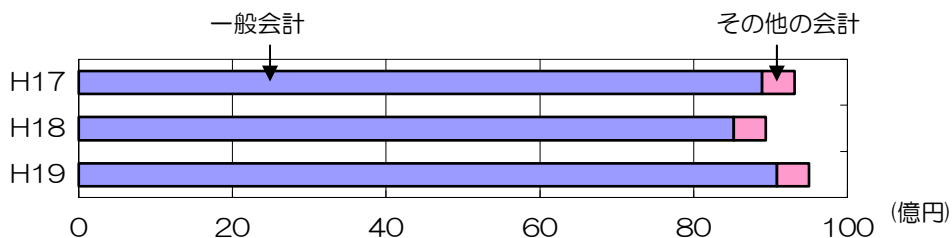
<算出方法>

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(1+2) - 3 - 4}{5 - 4} \text{ の3か年平均}$$

- 1 一般会計等における地方債元利償還金の額
- 2 準元利償還金
(一般会計等で元利償還金と同等に扱うべき性質をもつ支出額)
- 3 地方債償還に充てることが認められる特定の収入
- 4 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
- 5 標準財政規模の額

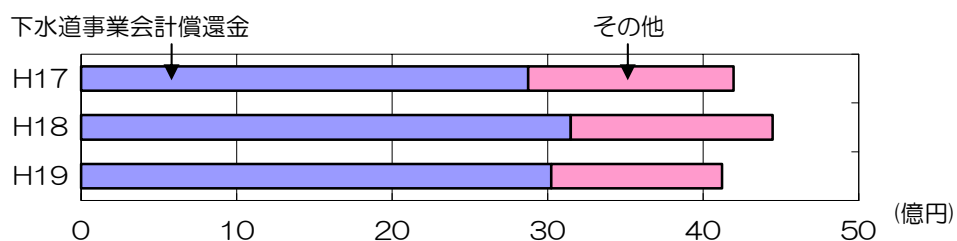
<算出に用いた春日井市の数値>

1 一般会計等における地方債元利償還金の額



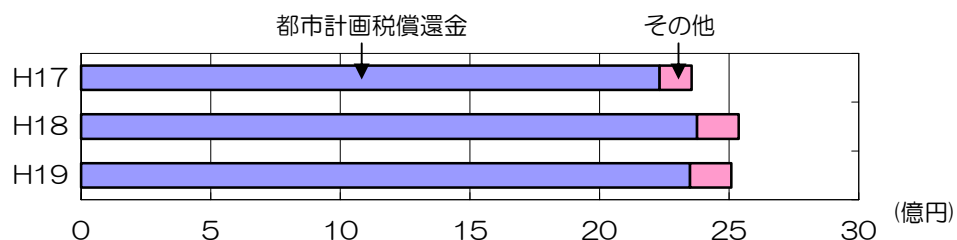
2 準元利償還金

- 一般会計繰出金が、公営企業会計・一部事務組合の地方債償還金に充当されると考えられる額
- 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- 一時借入金利息



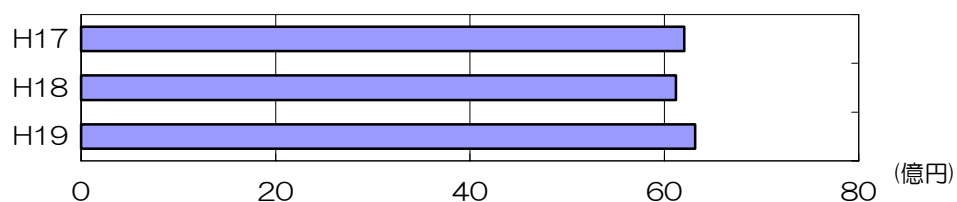
3 地方債償還に充てることが認められる特定の収入

- 国・県支出金等
- 地方債を財源とした貸付金の返還金
- 公営住宅使用料のうち、必要経費充当残
- 都市計画税のうち、都市計画事業地方債償還金に充当した額
- 上記以外（勝川駅前駐車場使用料）

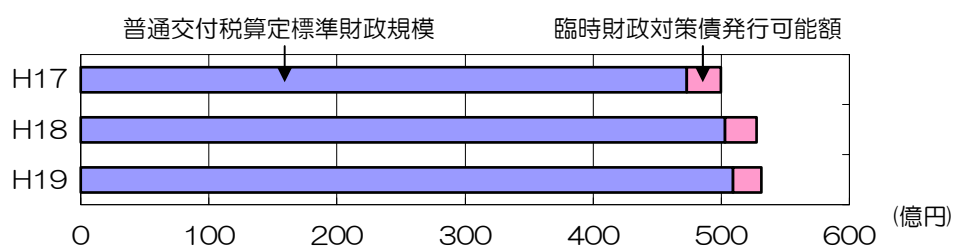


4 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

普通交付税の算定上、基準財政需要額に算入される公債費償還額で、元利償還金・準元利償還金のうち災害復旧費等・事業費補正・密度補正



5 標準財政規模の額



<指標の分析>

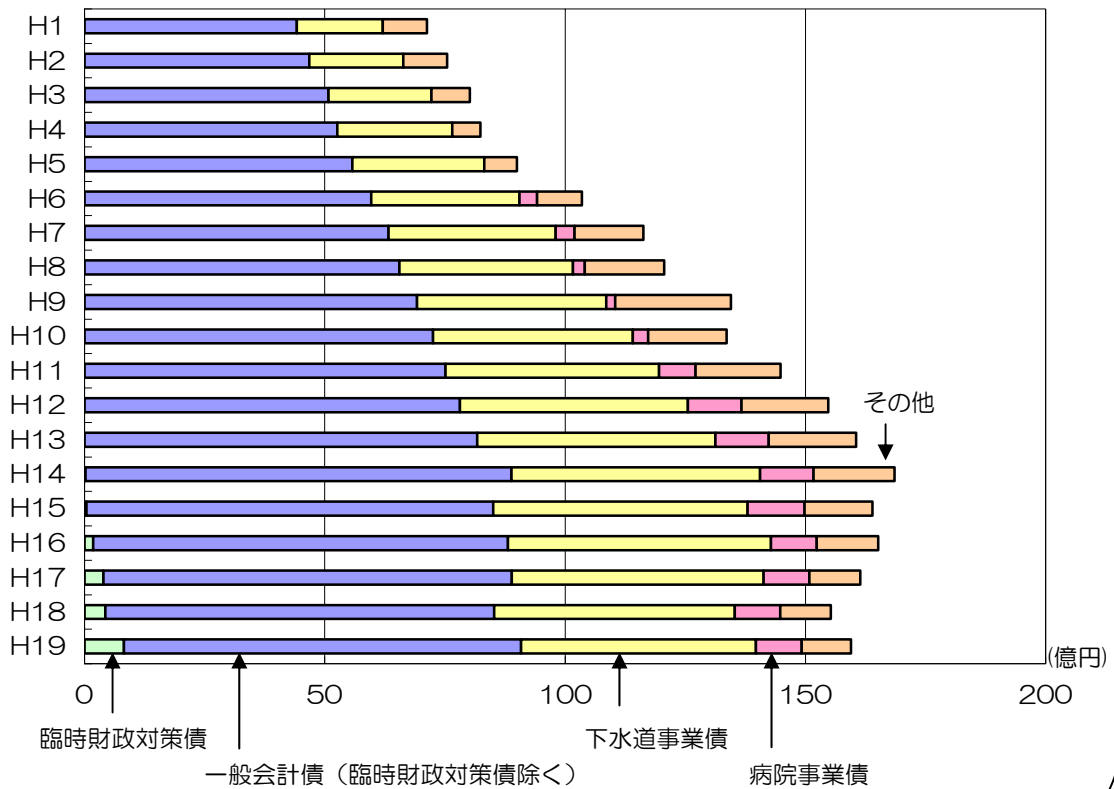
主な公債費としては、一般会計及び公共下水道事業特別会計の地方債元利償還金などです。

これまでは、土地区画整理事業を主体とした計画的なまちづくりに努め、良好な都市環境を整備してまいりましたが、その整備に要する資金として多額の地方債を活用したことによります。

< 今後はどうなる？ >

今後、数年の実質公債費比率は横ばいで推移すると見込んでいます。健全な財政運営を図るため、市債の借り入れ額を抑制することにより、この比率の推移がなだらかな下降線を描くよう努めてまいります。

償還額の推移

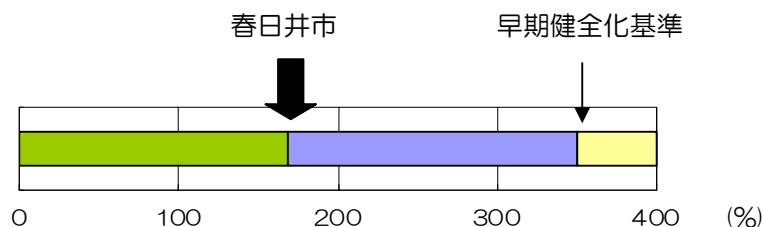


※平成10年、16年、19年度繰上償還分(借換え)は除く

(4) 将来負担比率

(単位：%)

春日井市	早期健全化基準
168.5	350.0



<算出方法>

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{将来負担額からの控除額}}{\text{財政規模}}$$

将来負担額 = イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト+チ

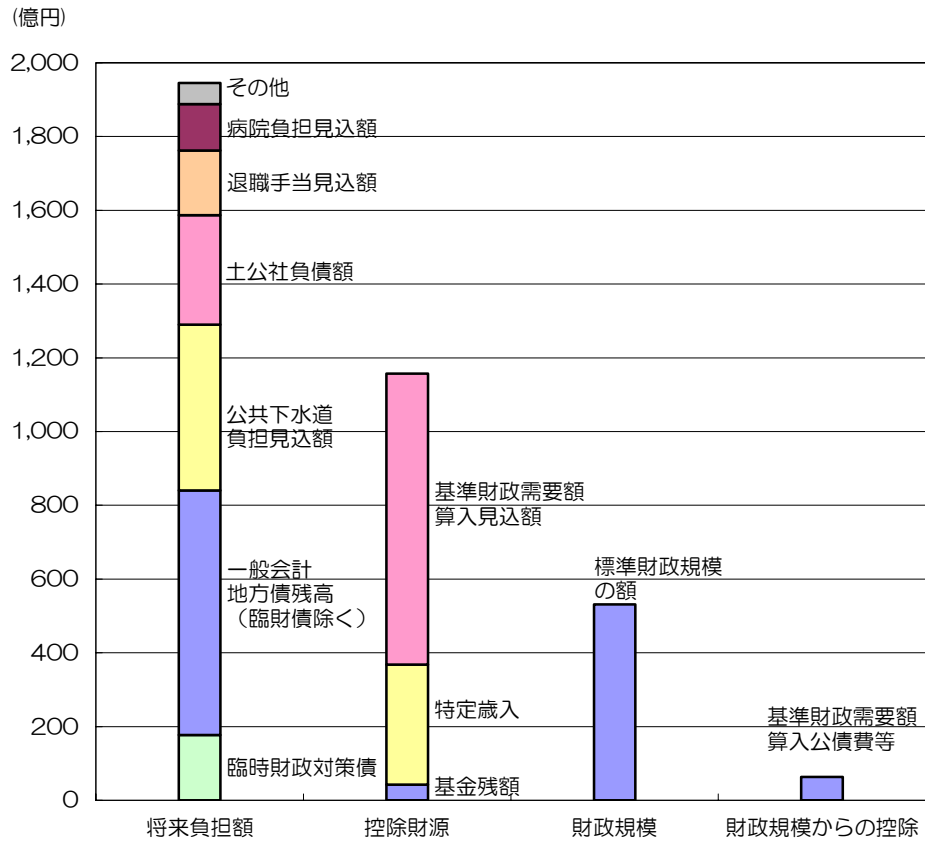
- イ 一般会計等の地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額
- ハ 公営事業会計・公営企業会計の地方債の元金償還に充当する一般会計等からの繰出見込額
- ニ 一部事務組合等の地方債元金償還に充当する一般会計等からの負担金見込額
- ホ 退職手当負担見込額
(全職員に対する退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額)
- ヘ 土地開発公社・第三セクター勝川開発(株)への負担見込額
- ト 連結実質赤字額(春日井市該当なし)
- チ 一部事務組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
(春日井市該当なし)

将来負担額からの控除額 = リ+又+ル

- リ イ～ハ に充当可能な基金残高
- 又 イ～ニ に充当可能な特定歳入
 - 国庫支出金等(春日井市該当なし)
 - 地方債を財源とする貸付金の償還金
 - 公営住宅の賃貸料等
 - 都市計画税収
(都市計画事業地方債現在高のうち、都市計画税のよって償還できると思われる額)
- ル イ～ニ のうち基準財政需要額算入見込額

財政規模 = 標準財政規模の額 - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額

<算出に用いた春日井市の数値>



<指標の分析>

実質公債費比率の分析で記載しましたとおり、人口急増が始まった昭和40年代半ばからの都市環境整備に多額の地方債を活用しました。

そのため、指標を高める主な要因としては、

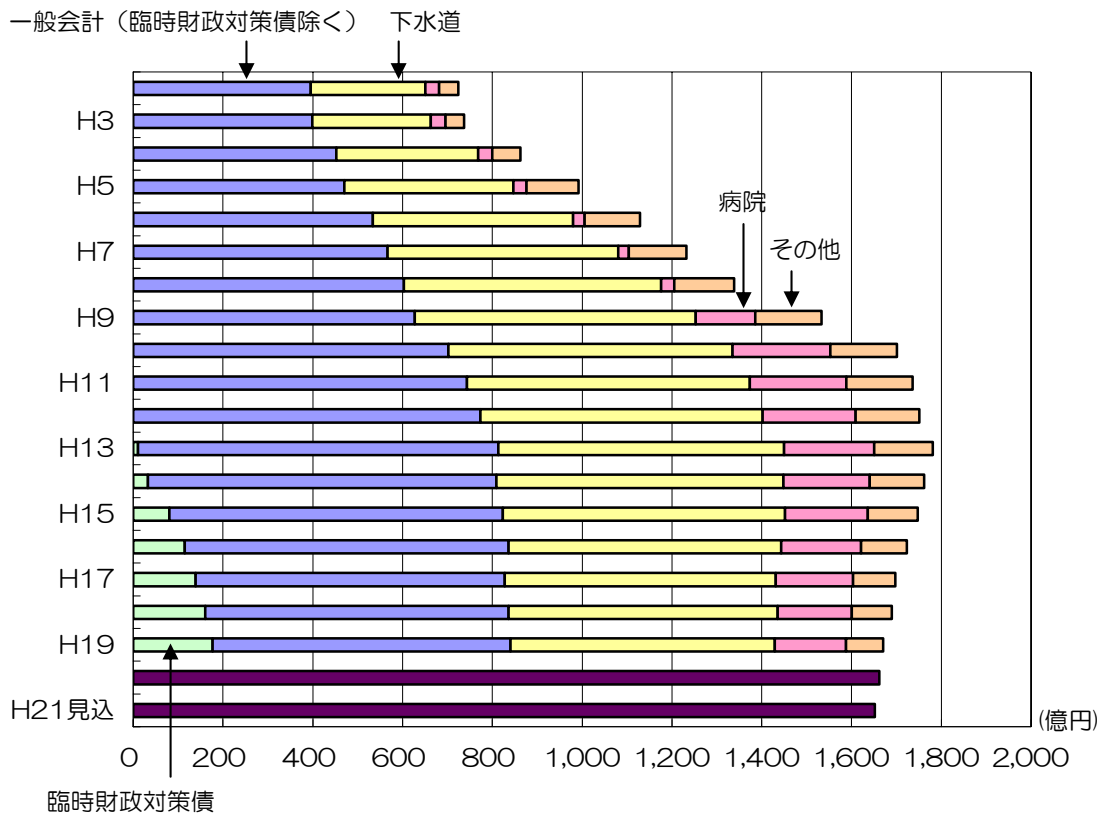
- ①一般会計の地方債残高
- ②公共下水道事業会計の地方債残高
- ③土地開発公社負債額

などがあり、これらの負債の削減が、財政運営の大きな課題となっています。

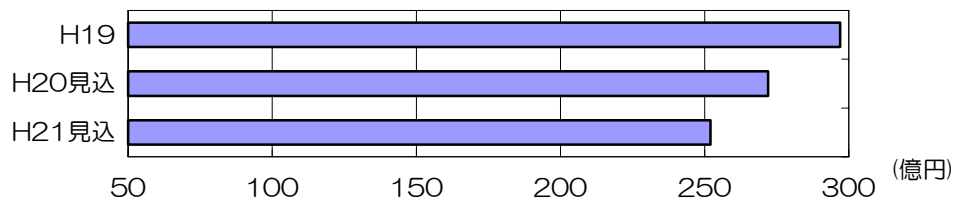
< 今後はどうなる？ >

これらの負債額を計画的に削減するため、平成18年度に土地開発公社経営健全化計画、平成19年度に中期財政計画を策定しました。これらの計画を着実に執行し、負債の削減を図っていきます。

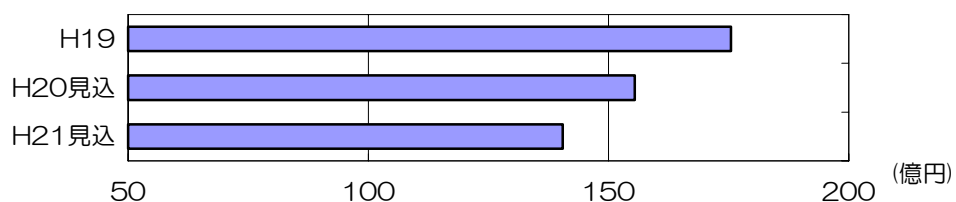
地方債残高の推移



土地開発公社負債額の推移



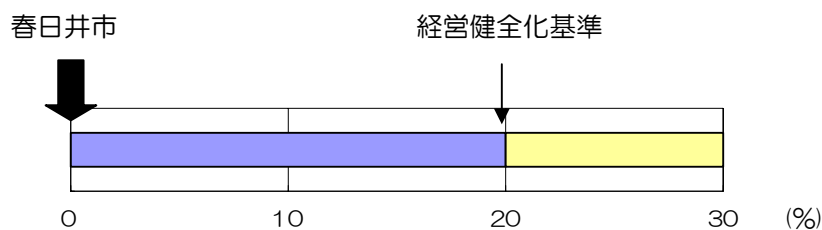
退職手当負担見込額の推移



(5) 資金不足比率

(単位：%)

公営企業会計	資金不足比率	経営健全化基準
松河戸土地区画整理事業特別会計	—	20.00
公共下水道事業特別会計	—	
市民病院事業会計	—	
水道事業会計	—	



<算出方法>

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

(水道・病院) 資金不足額 = 流動負債 + 赤字地方債残高 - 流動資産

(下水・松河戸) 資金不足額 = 歳出総額 + 赤字地方債残高 - 歳入総額

事業の規模 = 営業収益 - 受託工事収益

<指標の分析>

水道事業、病院事業については、現在のところ資金剰余額を計上していますが、単年度の経常収支において、水道事業で約3億円、病院事業で約10億円の赤字を計上していることから、まずは経常収支の均衡に努めてまいります。

公共下水道事業については、資金剰余額を計上していますが、その背景には一般会計から繰出基準以外を含め、約35億円の繰入金があります。今後、約590億円の下水道事業債残高が市財政を圧迫することになるため、市債残高の縮減を念頭に適正な事業運営による経営の健全化に努めてまいります。

用語解説

繰上充用額	歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
支払繰延額	実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
事業繰越額	実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額
普通交付税算定標準財政規模	通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模 「標準税収入額等＋普通交付税＋地方譲与税」 のことで、用途の指定を受けない財源として収入する額を、地方交付税法上定められた方法により算出した額
臨時財政対策債発行可能額	臨時財政対策債は赤字地方債のひとつで、地方交付税財源の不足を補てんするために発行 元利償還金は、基準財政需要額に全額算入 発行可能額は、毎年度、総務省から普通交付税の交付・不交付にかかわらず配分
財政調整基金	地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金
実質単年度収支	単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び市債の繰上償還額）を加え赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額 「単年度収支」は当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額 「実質収支」は当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、翌年度に繰り越すべき財源を控除した額